

求職者支援訓練を受講中のみなさまへ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う指定来所日の限定的な特例措置の延長について

特例期間 令和3年2月4日～（当面の間）

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、指定来所日等については下記のとおりとなります。該当する求職者支援訓練受講中の方は、ハローワークにお申し出ください。

記

○ **職業訓練受講給付金における指定来所日等の取扱いについて**

来所による職業訓練受講給付金の支給申請手続きが必要です。

ただし、高齢（おおむね60歳以上）であること、基礎疾患を有すること及び妊娠中であることにより感染予防等の観点から来所を控えたいとの申出があった場合は、例外的に「郵送での提出」による支給申請手続きが可能です。

当初予定されていた指定来所日の変更を希望する場合は、次の指定来所日までに限って、指定来所日の変更を相談することができます。